

REFINITIV® デューデリジェンス・レポート

サードパーティ・デューデリジェンスのレーティングの算出方法

サードパーティに何よりも求めることは、リスクの予測可能性ではないでしょうか。しかし、すべてをコントロールできないことは周知の事実です。リスク予測を可能にする最初のステップは、将来直面し得る課題や機会に対して、貴社とサードパーティがどのような準備をしておけばいいのかわ、十分な情報に基づいて判断することです。

リフィニティブのレーティング手法は、社内のリスク選好度に応じて事業の成長機会を特定する手段として提供するものであり、損失の可能性だけを報告する訳ではありません。このレーティングは助言を目的としたものではなく、リフィニティブの情報を参考に、より適切な意思決定を容易に行っていたくためのものです。

リスクレーティングのマトリックス

リフィニティブのリスクレーティングのマトリックスは3段階のレーティングで構成されています(下図1を参照):

- **総合リスクレーティング** – 各サードパーティに対する総合的なあらゆるリスクのレーティングとなります。サードパーティごとに総合リスクレーティングを算出します。
- **リスク・カテゴリー・レーティング** – 6つのリスク・カテゴリーがあります。最大6つのリスク・カテゴリーに基づいて各サードパーティをレーティングします。リフィニティブは情報を取得している場合、少なくとも1つ以上の潜在的なリスクに基づき、各リスク・カテゴリーをレーティングします。情報を取得していないリスク・カテゴリーについてはレーティングを行いません。リスク・カテゴリーのレーティングは、お客様がサードパーティに対して抱く疑問に答えることを目的としています。

リスク・カテゴリー	質問事項
健全性	サードパーティが貴社に法的リスクや風評被害をもたらす可能性はあるでしょうか?
アイデンティティ	(サードパーティ) が申告している ID は正しいですか?
財務	財務上の損害を貴社に及ぼしますか?
ESG	サードパーティ自身や、その事業環境などに損害を与える可能性はありますか?
データおよびサイバー	貴社のデータやセキュリティに損害を与えますか?
業務および質	業務を遂行する能力を有し、期待通りに一貫して業務を行えますか?

- リスク領域のレーティング**— リフィニティブのデューデリジェンスは、6カテゴリー、29のリスク領域を網羅しています。リサーチ中に該当するリスク情報が見つければ、そのリスク領域ごとに各サードパーティをレーティングすることができます。関連情報を取得していないリスク領域については、レーティングを行いません。この一連のリスクは、サードパーティのオンボーディング中や継続的なモニタリング中に生じた主要な懸念事項についてお客様から数十年にわたっていただいたフィードバックに基づくものであり、業界を問わず、取引関係に最も影響を及ぼす可能性が高いとリフィニティブが考えるリスクとなります。リスク領域はリフィニティブによるレーティング手法の構成要素です。

Overall Risk Rating						
Risk Category Ratings (6)	Integrity	Environment, Social & Governance (ESG)	Operational & Quality	Financial	Identity	Data & Cyber
Risk Area Ratings (29)	Corruption and Bribery	Environmental Degradation	Industry Presence	Financial Stability	Transparency	Intellectual Property
	Serious and Organised Crime	Animal Welfare	Product and Service Quality	Financial Irregularities	Source of Wealth	Personal Data Privacy
	Terror and Related Matters	Sales and Marketing practises	Operational Quality			Data Security
	Anti-Competitive Behaviour	Health and Safety	Business Continuity			
	Government Connections	Human Rights				
	Fraud	Modern Slavery				
	Money Laundering	Employment practices				
	Tax Non-compliance	Governance and Management				
	Sanctions and Restrictions	Regulatory Enforcement				

図 1: サードパーティに対するリスクレーティングのマトリックス

レーティングプロセス

データ収集

レーティングの中核を成すのは、膨大なソースから収集したデータです。そこには、各国でどんなデータソースを利用できるのか、そのソースが提供する情報の価値をどうすれば最大化できるのか等についてリフィニティブの専門知識が活かされています。リフィニティブのデータの大半は、独自のグローバルなコンプライアンススクリーニングデータベース、自社で実施済みの評価に関する独自のデータベース、インターネット上のサブスクリプション形式のデータベース、さらには専門のデータ・パートナーなどの外部ソースから収集されたものです。サードパーティに関する各レポートの作成に使用するソースは、それぞれの業務範囲によって決めています。

また、プロフィール・リサーチとリスク・リサーチの情報を加味して、各サードパーティをレーティングします。プロフィール・リサーチには、サードパーティの株の所有権構造、主要な経営陣および従業員、創業年数、事業活動などの事実の調査が含まれます。リスク・リサーチでは、サードパーティに対して、29のリスク領域のいずれかに影響を及ぼし得る過去の問題を洗い出します。発生済みのリスク・インシデントや、まだ完全には顕在化していないリスクの兆候を調べます。

- リスク・インシデントの具体例としては、対象の国内外制裁リストへの追加、各地の当局からの罰則、サードパーティに関連する判決、顧客から提供されたサードパーティに関するネガティブなフィードバック情報、サードパーティの新製品のリリース遅延に関するメディア報道などが挙げられます。
- 一方、リスクの兆候の具体例としては、提出義務のあるアニュアル・レポートの頻繁な遅延、ブログでの匿名の告発、サードパーティをよく知る中立的なデータソースから得た社内業務の変化についてのコメントなどが挙げられます。

リフィニティブはレーティングを割り当てる前に、個々のサードパーティに対するすべてのリサーチを完了します。

リスク領域のレーティング

リフィニティブはボトムアップ方式でリスクのレーティングを行います。各リスク・インシデントやリスクの兆候の詳細を入手し、それらを29のリスク領域の1つにマッピングします。1つの調査結果が複数のリスク領域にまたがる場合もあります。たとえば、サードパーティのCEOが詐欺と汚職両方の容疑で拘禁された場合、2つのリスク領域（詐欺、汚職・贈収賄）のそれぞれについて詳しく調べた上で、このサードパーティに関する包括的なリスク・プロファイルを提供します。

各リスク領域をレーティングするために、リフィニティブは6つの考慮事項に照らして、その調査結果を客観的に評価し、貴社との現在および将来的な関係に対する重要性の度合いを測定します。

- **データソースの信頼性** – データソースの信頼性が高ければ高いほど、問題をリスク評価に織り込むことが出来ます。
 - **承認データソース**：RDD レポートにて利用する信頼性の高いデータソースには、規制当局や政府のデータベース、官報、出版物、法的通知またはその他の官庁公示を公表する許可を得たニュースソース、正確性に定評のあるニュースソースなどが含まれます。リスクの兆候を探る際には、サードパーティに精通したソースによる情報を通じてのみ、特定できる場合があります。そのような情報の裏を取るために、信用性の高いメディアや政府の広報機関による情報を利用できない場合は、2つ以上の中立的なソースを確認し、裏が取れた場合に限り信頼できる情報源と見なします。
 - **未承認または疑義のあるデータソース**：未確認または疑義のあるソースには個々の非公式データソースが発表した情報や、事実を表明した内容陳述ではなく、単なる疑惑として発表された不確定な情報、あるいはタブロイド紙やブログなどの信頼性を欠くとされるソースからの情報が含まれます。疑義のあるソースとは、メディア、レビュー、インタビュー問わず、詳細を欠いていて他のデータソースによる裏付けができない、一般的で大まかなものや中傷的な主張などを指します。また、他に中立的な解説などのソース、または信頼性の高いメディアや政府の広報のソースで裏を取れない個人的なコメントのソースも、疑義のあるソースに該当します。解説のソースが著しく不満を表している場合や、強く偏向しており、その情報に信頼性がないと当社が判断した場合は、そのような解説はレポートには含めません。
- **問題のタイミング** – 詐欺や汚職などの一部のリスクは故意に隠されている可能性もあるため、問題が発見、または特定されてからのどの程度時間が経過しているかも考慮します。
 - **過去1年以内**：問題が明るみに出て1年以内の場合、一般的に、サードパーティとの取引関係において、何らかのリスクをもたらす可能性が最も高いと見なします。関係当事者が問題を解決済みとしていても、このような場合は通常、サードパーティ側には、将来のリスクを対策するための手順やプロセスをまだ準備できていないと考えます。
 - **過去2年半以内**：リスクを顕在化させた根本原因の一部を調査する機会は設けたかもしれませんが、多くの場合、リスク軽減の仕組みが未熟であるか、組織全体で完全には導入できていないと見なします。同様のリスクが顕在化した場合、サードパーティとの取引関係において、何らかのリスクをもたらす可能性が依然としてあると見なします。
 - **過去5年以内**：一般的には、サードパーティは、再発したリスクに対してまだ脆弱ですが、同様のリスクが起きたときに組織的な知見を活用して、業務や貴社との取引関係が直ちに損なわれないよう、対応策や軽減策を取れる状態にあると考えます。
 - **5年以上前**：多くの場合、サードパーティは問題から得た主要な教訓を組織的に業務に活かしており、再発が起これる同様のリスクをできるだけ軽減する仕組みを導入していると考えます。
 - **特定不能**：当社は各サードパーティを包括的にリサーチしますが、問題が最初に発生した時期を特定できない場合には「特定不能」を選択し、評価の客観性とデータ主導性を確保しています。
- **特定の問題の重要度** – 問題の重要度は、サードパーティの事業全般に係るもので、継続企業として存続できるかという根幹に関わります。また、貴社がサードパーティとの取引関係上の目標を達成できるかどうかを左右します。
 - **事業の中核に関わる特定の問題**：リフィニティブが特に重要だと考える問題は、サードパーティの主要な事業分野、製品、サービス、業務、主な収益源、あるいは事業の意思決定や業務運営の主要な責任者に関わる問題です。通常、主要な事業分野の意思決定を担う人物はサードパーティにどのような業務を期待できるかという会社全体の目標を上層部で決めます。たとえ貴社がサードパーティの別の部門と関わる予定だったとしても、ある問題がサードパーティの業務の中でより重要であるか、中核を成す度合いが強いほど、同社が貴社との取引関係上の期待に応えられるかどうかを大きく左右します。

- **事業の中核ではないがある程度重要な特定の問題：**サードパーティの業務には、将来に向けてのイノベーションや足元のリスクを管理するレジリエンス戦略など、多様な側面があります。多くの場合、これらの業務にはサードパーティ内の事業/業務やシニア・マネジメント/上級中間管理職が大きく関わっていますが、主要な事業や収益源、最上層の意思決定者と直接的なつながりがありません。それでもなお、これらの業務に関わる問題は、サードパーティが貴社の目標へのコミットメントに注力できるかどうかのちに影響を及ぼしかねません。
- **事業の中核ではない特定の問題：**一般に、組織の下位レベルで働く個人や、事業において重要でない部分は、サードパーティの業務継続能力に関するリスク要因をあまり左右しません。しかし、特定の状況下における潜在的な脆弱性を示している可能性もあります。
- **特定の問題がもたらす結果と影響の深刻度** – 問題がもたらす有害な結果の深刻度は、サードパーティに直接的な影響を及ぼします。ネガティブな結果としては、各地の当局又は一般市民からの様々な形での批判などが想定されます。具体的には、操業停止、事業の一時閉鎖、罰金、出廷命令、世間の非難、ボイコット、評判の悪化などが該当します。地域ごとに規制、法律、先例、傾向、社会的態度が異なるため、当社は地域の規範との関係を考慮しながら深刻度を判断します。地域の規範が時間とともに変化する場合があります。たとえ貴社がサードパーティの別の部門と関わる予定であっても、一般に、サードパーティの問題が引き起こした結果が深刻であればあるほど、サードパーティが貴社との取引関係上の期待に応えられるかどうかが大きく左右されます。
 - **保留事項 – 結果が未特定：**当社は解決策が示されないことが、時には最も混乱を招く状況となりうることも多いと考えます。サードパーティは、自社のリソースが分散し兼ねず、経営陣が目標（貴社がサードパーティとの取引関係上設定した目標）の達成に集中できなくなるかもしれないという、といった予測できる可能性に関して備える必要があります。
 - **地域の規範に関わる重大な罰則や影響：**当社は企業の総合的なプロフィールを考慮した上で、罰金、行政罰や市場の反応が、サードパーティに重大な影響（規模や収益源との対比で）を及ぼすかどうかを判断します。
 - たとえば、公共/政府セクターへのサービス提供が主要な収益源である企業が公開入札への参加資格を長期的に剥奪される、50万米ドル以上に相当する罰金を課される企業のCEO/主たる意思決定者が退任を余儀なくされる、企業的主力製品に対する消費者からの継続的なボイコットといった事象などが該当します。
 - **地域の規範に関わる中程度の罰則や影響：**サードパーティに中程度の影響（規模や収益源との対比で）を及ぼす可能性の高い罰金、行政罰、または市場の反応。
 - たとえば、主たる収益源が公共/政府セクターへのサービス提供だが、それが唯一の収益源ではない企業が公開入札への参加資格を短期的に剥奪される、1万～50万米ドルに相当する罰金を課せられる周期的に繰り返される消費者のクレームに対処するために投じる資金の増額などが当てはまります。
 - **地域の規範に関わる軽度の罰則や影響：**サードパーティに軽度の影響（規模や収益源との対比で）を及ぼす可能性の高い罰金、行政罰、または市場の反応。
 - たとえば、公共/政府セクターと取引をしているものの、民間企業向けサービスが主たる事業である企業が公開入札への参加資格を短期的に剥奪される、平均的な年間利益がその数倍の収益を上げている企業に対する1万米ドル相当以下の罰金が科せられる期限内に企業情報を提出しなかった企業リストへ一時的に掲載される（その後、リストから除外される）ケースなどが該当します。
 - **罰則/影響が生じていない：**特定のインシデントについて、当局が罰金などの罰を課さない意向を示しており、市場や消費者の心理にも目立った影響が見られないケースが該当します。
 - **特定不能：**当社は入手可能なデータが不十分であることが理由でサードパーティへの影響を判断できない場合、結果が出なかった状況と区別するためにこの選択肢を選び、評価の客観性とデータ主導性を確保します。

- **リスクのパターン分析** – 一般に企業のライフスパンは長い場合、同一のリスクに関する独立した明確なインシデントまたは兆候のパターンの発生頻度と、そのパターンが発生する期間の両方を考慮します。このリスクのパターン分析は、特定のインシデントの発生時期の評価方法と同じになるよう、慎重に行います。短期間内の同一のリスク・インシデントの発生回数が多いほど、それを緩和する他の要因がないかぎり、一般にサードパーティはそのリスクから回復しにくくなり、似たような問題が再発しやすくなるという事実を考慮するためです。
 - **過去1年以内**：このような短い期間に同一リスクのインシデントが複数発生した場合、サードパーティの根本的な管理体制がかなり未熟であるか、存在しないか、売上の多さや事業面での他の変化が原因で、組織がリスク管理方法を忘れていたり、社風が原因で統制環境が弱体化していることを示している可能性があります。
 - **過去2年半以内**：複数のインシデント発生は、リスク軽減の仕組みの導入が進んでいないことを反映している可能性があります。特に、インシデントが異なる事業分野を横断して発生するか、関連グループ内の異なる組織で発生する場合はその可能性が高いです。
 - **過去5年以内**：複数のインシデント発生は、サードパーティ内での好ましい変化を反映している可能性があります。
 - **5年以上前**：比較的長い期間内に複数のインシデントが発生する場合は、業界の慣行の変化を反映している可能性があり、一般にサードパーティとの取引関係上の目標に甚大な悪影響がもたらされる可能性は低くなります。
 - **過去に同一リスクのインシデントが発生していない**：リフィニティブは各サードパーティを包括的に調査しますが、入手可能な情報は地域ごとに異なるため、包括的な評価ができない場合もあります。情報を入手できた場合、10年を超える期間についても調査します。ただし、サードパーティが複数の事業再編やM&Aによって生まれた企業である場合、現在の組織に関連するインシデントの特定に注力します。
- **是正** – 是正とは、同様のリスクの再発可能性を低下させるか、再発した場合の悪影響を軽減することを目的とする、サードパーティ内の変化や対策を指しています。各地の当局から義務付けられた修正措置を実施しても是正措置とは見なしません。なぜなら、通常業務の再開や罰金の相殺を行う条件としてサードパーティにこれらの修正が義務付けられる場合が多いからです。
 - **実証済み**：発生済みのリスク・インシデントに対して、サードパーティが実施した措置のうち、公的な実証、中立的な認証、または中立的な裏付けを得られているもの。
 - **未実証/特定不能**：サードパーティが是正措置を実施したことを示す信頼に足るソースを入手できない場合、この選択肢を選びます。

各リスク領域について、以上の6つの考慮事項を均等に考慮します。この6つの考慮事項のそれぞれについて、スコアリング要素を標準化しています。標準化されたスコアリング要素を選び、関連情報を取得してある各リスク領域をレーティングします。関連情報を取得していないリスク領域については、レーティングを行いません。

リスク・カテゴリー・レーティング

リフィニティブは、リスク・カテゴリーのレーティングを決めるために、各リスク・カテゴリーにおけるリスク領域のレーティングの平均値と、カテゴリー単位の考慮事項とを考慮します。各リスク・カテゴリーには少なくとも1つの考慮事項が設定されていますが、その詳細はカテゴリーごとに異なります。リフィニティブは、リスク・カテゴリー内のリスク領域に関する情報を特定する際、サードパーティのリスク軽減のためのプログラム、ポリシー、統制に関するプロフィール・リサーチによって得たデータも併用して、リスク・カテゴリーごとの考慮事項についてサードパーティを評価します。これにより、レーティングが好ましくない調査結果のみに歪められることがないようにしています。

- **健全性のリスク・カテゴリー** – 本カテゴリー内のリスク領域では、サードパーティによって貴社が法的リスクまたは風評被害のリスクにさらされる可能性を扱います。
 - **関連のあるコンプライアンスの枠組み**：どの業種のサードパーティも引き続き、従業員の不正に起因する問題の影響を受けやすくなっています。リフィニティブは、サードパーティが健全性に関わるインシデント・リスク軽減への取り組みを実証するために導入しているコンプライアンスの枠組みについて、該当する公開情報を探します。
 - **標準レベルのメディア・プレゼンス**：多くの場合、サードパーティの公開プロフィールと、同サードパーティにまつわる好ましくない報道の量には相関関係があります。比較的歴史が長い大手の企業のほうが、好ましいプレゼンスと好ましくないプレゼンスが混在する傾向にあります。創業からの期間が比較的短い小規模な企業は、それほどメディアの関心を集めない可能性があるため、好ましくない報道があると、歴史が長めの大企業とは違い、それに偏ってしまう場合があります。つまり裏を返すと、比較的小規模な企業のほうが、好ましくない報道によって、必要以上にリスクが高く見えてしまうのです。リフィニティブは、同一業界内で規模や創業年数が同程度と思われる企業の水準に照らし合わせて、サードパーティのメディア・プレゼンスの標準レベルを評価します。

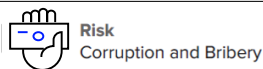
- **アイデンティティのリスク・カテゴリー** – カテゴリー内のリスク領域では、サードパーティがその組織構造や資金源を正しく開示しているかどうかを扱います。
 - **開示義務のない情報の自主的な開示**：大半の地域において、非上場のサードパーティは、各地域の企業登録機関に組織構造や所有権に関する情報を提出する必要があります。非上場企業がそれと同程度の詳細な情報の開示を望まない場合もありますが、リフィニティブは、サードパーティが透明性に関する取り組みの一環として自社のウェブサイト上で開示している組織構造や所有権に関する情報を探します。
- **財務のリスク・カテゴリー** – 本カテゴリー内のリスク領域では、サードパーティが貴社に財務上の損害をもたらす可能性を扱います。
 - **財務管理体制を導入済み**：サードパーティが、マクロ経済の要因によって財務上の損失を被るか、財務面で不安定になる場合があります。財務管理体制を導入済みであると実証できる企業は、リスクが低い傾向にあります。
- **環境、社会、ガバナンス (ESG) のリスク・カテゴリー** – 本カテゴリー内のリスク領域では、サードパーティが自社そのもの、事業環境などに害を及ぼす可能性を扱います。
 - **ESG基準を導入済み**：サードパーティは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) や国際統合報告評議会 (IIRC) などの特定の ESG フレームワーク、目標、またはイニシアティブに公に、かつ自主的に注力することで、自社が ESG 問題の重要性を認識していることを実証できます。
 - **ESGの開示およびレポート**：国際的なパートナーと連携したことのあるサードパーティは、ESGの支持を宣言するだけでも競争優位性をもたらされることを意識しているかもしれません。リフィニティブは、好ましくない調査結果を他の調査結果で相殺すべきかを判断する際に、サードパーティが ESG 基準に関するパフォーマンスについて透明性を保ってきたかどうかや、ESG 基準を自社業務の評価に定期的に組み込んできたかどうかについても評価します。
- **データおよびサイバー・リスクのカテゴリー** – 本カテゴリー内のリスク領域では、サードパーティが貴社のデータやセキュリティに損害を及ぼす可能性について扱います。
 - **データ・ガバナンスを導入済み**：データの管理やセキュリティが事業にとって不可欠な業界に属するサードパーティは、それでもなおデータ漏えいに苦しめられる場合があります。データ・ガバナンスのポリシーや仕組みを導入済みであることを実証している企業、特に上述の業界に属さない企業は、データ漏えいのリスクが低い公算が大きくなります。
- **業務および質のリスク・カテゴリー** – 本カテゴリー内のリスク領域では、サードパーティが貴社の期待に一貫して応えられるかどうかを扱います。
 - **業務に関するプレゼンスのレベル**：テクノロジーや PR、広告など一部の業界に属するサードパーティは、規模や創業年数にかかわらず、他業種の企業よりも公的なプレゼンスが高い傾向にあります。リフィニティブは特定のレポートに関連する広範なソースを使用し、同一業界内で規模や創業年数が同程度の別の企業へ期待する水準に照らし合わせて、サードパーティの業務活動に関するプレゼンスのレベルを評価します。
 - **品質管理システム (QMS) の認証**：一般に、ISO 9001 などの中立的な品質管理システムの認証を自主的に取得・維持しているサードパーティは、長期的な業務のレジリエンスが高い傾向にあります。
 - **業務の成熟度**：一般に、比較的歴史の長い企業は、組織的な知見や支援ネットワークを構築済みであるため、業務環境における通常の変化 (想定内のもの) に対処することができます。このため、比較的歴史の浅い企業よりも、業務の混乱への耐性が強い傾向があります。リフィニティブは、創業・業務開始後 5 年以上経過している企業は長期的な業務のレジリエンスが高いと考えています。

総合リスクレーティング

総合リスクレーティングは、リスク・カテゴリー・レーティングを加重平均した値に、サードパーティが事業を展開している国の包括的で適切なCountry Risk Ranking(カントリー・リスク・ランキング)の値を組み合わせて算出します。カントリー・リスクが高い場合、貴社がサードパーティに関わるリスクを効果的に軽減できる機会は本質的に限られます。リフィニティブは、そのような国についてCountry Risk Rankingを考慮するため、サードパーティの最終的な総合レーティングは比較的低リスクは高くなります。企業プロフィールが同様であっても、貴社がリスクを軽減しやすい国で事業を展開するサードパーティのほうが、最終的な総合レーティングは高く、リスクは低くなるでしょう。

レーティングの具体例

リフィニティブのレーティング手法の実際の仕組みをご紹介するために、Chenguang Medicine Salesに関して取りあげた、中国に関するサンプルレポートで具体的に説明します。リフィニティブが提供する Core, Advanced, Premiumのサンプルレポートすべてに、訴訟に関する調査結果が含まれています。これらのレポートには、汚職と贈収賄の問題に関する以下の概要が記載されています。



Risk
Corruption and Bribery

Involving
Chenguang Medicine Sales

Risk Summary

Litigation checks identified that a former salesperson of Chenguang Medicine Sales surnamed YANG, was mentioned as a bribe giver in a court judgement cited (2018)0000000000 dated 16 October 2018. YANG had reportedly offered RMB 13,000(USD 1,903) in bribes to an individual surnamed JIANG, who was the head of the pharmaceutical department at the Anqing First People's Hospital, between 2008 and 2013, for JIANG's assistance in pharmaceutical product procurement. Besides YANG, JIANG had received bribes from other companies and was consequently sentenced to four years imprisonment, was fined RMB 400,000 (USD 58,562) and had his illegal gains confiscated. No penalties were identified imposed on Chenguang Medicine Sales or YANG due to this issue.

これから、先述したリスク領域における6つの考慮事項のそれぞれを加味して、調査結果の概要を評価していきます。

- データソースの信頼性** – 中国本土では、大半の地域と同様に、訴訟に関する調査結果は公的な記録事項を反映しているため、裏の取れた信頼に足るデータソースとなります。したがって、リフィニティブはこのデータソースを承認済みのソースと見なします。
- 問題の時期** – この事例では、健全性に関連する多くの問題と同様に、リスクが顕在化してから発見されるまでに時間差があります。中国本土では、モンローが採用されている地域と比べて、犯罪の発覚から裁判までの期間が短くなっています。汚職が起きたのは7~12年前ですが、明るみに出たのは裁判直前でした。このため、リフィニティブはこの問題の時期を過去2年半以内と考えます。
- 問題の重要性** – リフィニティブのプロファイル・リサーチによると、Chenguang Medicine Salesは各種医薬品を製造する製薬会社です。Chenguang Medicine Sales自体には自社のウェブサイトがなく、コンプライアンスに関するポリシーや声明は一切公表していませんが、同社は比較的大規模の大きいグループ(Mepto Group)企業の一員です。同グループには、グループの事業活動の研修および監督を担う、定評のある内部監査・コンプライアンス部門があります。Chenguang Medicine Salesの元販売員は、同社の方針を策定できない、職位の低い従業員でしたが、グループのコンプライアンス規程に違反して汚職に関わった模様です。したがってリフィニティブは、この問題は事業の中核には関わらないと考えます。なぜなら、会社がこの販売員を事実上解雇したこと(この人物の身分が元販売員とされている点が示唆)によって、Chenguang Medicine Salesが業務全般において、機能し続けられなくなる可能性は低いからです。
- 問題がもたらす結果の深刻度** – 今回の贈賄について、Chenguang Medicine Salesやその元販売員には特定の罰は科されませんでした。中国では、企業の方針に反してそうした行為に関わった職位の低い人物に対してこのような判決が下されるケースはよくあります。したがってリフィニティブは、罰則や影響が生じていないと判断しています。

- **リスクのパターン分析** – Chenguang Medicine Salesについては、汚職や贈収賄他のインシデントは見つかりませんでした。このため、同一リスクのインシデントは過去にはなかったと判断しています。
- **是正** – 訴訟内容から、その販売員はChenguang Medicine Salesから解雇されたと見られますが、リフィニティブはこの解雇を是正措置とは見なしません。この人物はもはや、Chenguang Medicine Salesに影響を及ぼしかねない別の汚職行為に関与する立場にはありませんが、訴訟などの調査の結果には、その他の販売員が同様の行為に誘惑されないようにしようと、同社が対策を講じたことが示されていませんでした。したがってリフィニティブは、是正措置が実行されていない、あるいはされたかどうか判断できない、と見なします。

これら6つの考慮事項の分析に基づき、汚職および贈収賄に関するリスク領域のレーティングは7になります。

この贈賄の発覚と元販売員の起訴がより最近の出来事であった場合、レーティングはさらに低くなつたでしょう(リスクは高くなる)。また、元販売員の汚職についてChenguang Medicine Salesが罰金などの罰を科された場合、レーティングはさらに低くなつたでしょう。(リスクは高くなる)

- 一方、同社が、汚職により販売員の解雇を余儀なくされたと開示し、汚職を一切許容しない方針を声明で発表した場合、リフィニティブは是正措置が示されたと判断し、レーティングは高くなつていたでしょう(リスクは低くなる)。

健全性のリスク・カテゴリーをレーティングするために、リフィニティブは以下を考慮します。

- **関連のあるコンプライアンスの枠組み**：上述のとおり、Chenguang Medicine Salesは汚職や贈収賄(または高レベルのレポートで特定される健全性のリスク領域に該当するその他の行為)に関する独自のコンプライアンス・ポリシーや声明を公表していません。したがって、リスク領域のレーティングの平均値を相殺するような軽減効果はありません。
- **標準レベルのメディア・プレゼンス**：上述のとおり、Chenguang Medicine Salesには自社のウェブサイトはありません。リフィニティブのプロファイル・リサーチによれば、同社は2004年4月に設立されましたが、従業員数50名未満の比較的小規模な経営を行っています。同社のメディア・プレゼンスは、おおむね商工名鑑への記載や採用ポータル、入札に関する公示での言及にとどまっています。製薬会社に対する一般的な期待値を考えると、たとえ昨今の中国の小規模企業であっても、このレベルのメディア・プレゼンスは、それ自体がリスク要因にはならなくても、期待を下回る水準でしょう。したがって、リスク領域のレーティングの平均値を相殺するような軽減効果はありません。

各レポートで特定したリスク別に、同一の手法で評価を進めていきます。リスク領域に関する調査結果を一切取得できなかったリスク・カテゴリーについては、レーティングを行いません。リフィニティブは、総合リスクのレーティングを判定するために、中国本土のカントリーリスクランキングを考慮します。中国のカントリー・リスクは総じて高いため、Chenguang Medicine Salesの総合レーティングはやや低くなるでしょう(リスクは高くなる)。

レーティングの解釈

リフィニティブのリスクのレーティングはすべて1～10段階で評価されます。1はリスクが最大、10はリスクが最低であることを示しています。

リフィニティブのリスクのレーティングのマトリックスは、次の対策を講じるために貴社やそのステークホルダーが特定の時点で把握しておくべきサードパーティのリスク・プロファイルの詳細を提供することを目的としています。

リフィニティブは、意思決定プロセスの段階、関与するステークホルダー、特定のサードパーティとの関係に応じて、必要とする詳細な情報の量が異なることを理解しています。

総合リスクレーティング

総合リスクのレーティングを見ることで、リフィニティブの評価に、リスクに関するどんな詳細が含まれているのかが、ひと目でわかります。また、このレーティングを利用して、貴社が現在モニタリングしているサードパーティのリスク・プロファイルが以前に比べて良くなったのか(レーティングの引き上げ)、悪くなったのか(レーティングの引き下げ)をすぐに確認できます。

総合リスクのレーティングを承認の自動化に利用するか、社内の適切な担当者への一般的なエスカレーションに利用してレポートの詳細をレビューしてもらうこともできます。

リスク・カテゴリー・レーティング

各リスク・カテゴリーのレーティングは、それぞれのリスク・カテゴリーに含まれる一連のリスクが示唆する質問への回答です。

このレーティングを指針にして、特定のリスク・カテゴリーについて判断することができる社内の適切なグループへ、発生した問題をエスカレーションできます。

リスク領域のレーティング

リスク領域のレーティングは、より具体的な質問を扱っており、貴社はそれを利用することで重要なリスク要因をすばやく特定し、最大のリスクに関する詳細なデータや分析にフォーカスできます。



リスク領域の各段階の目的は、以下の質問に答えることです。

レーティングレベル	質問事項
総合リスクレーティング	サードパーティとの連携前に管理しておくべきリスクはありますか？

リスク・カテゴリー	質問事項
健全性	サードパーティは貴社に法的リスクや風評被害をもたらしますか？
アイデンティティ	サードパーティが申告している ID は真正ですか？
財務	サードパーティは財務上の損害を及ぼしますか？
ESG	サードパーティは自身や、その事業環境などに損害を与えますか？
データおよびサイバー	サードパーティは貴社のデータやセキュリティに損害を与えますか？
業務および質	サードパーティは業務を遂行する能力を有し、期待通りに一貫して業務を行えますか？

健全性のリスク領域	質問事項
汚職および贈収賄	サードパーティは倫理的に事業を展開していますか？
重大な犯罪および組織犯罪	サードパーティは犯罪企業ですか？
テロなどに関する問題	サードパーティはテロリストやテロリストが資金を供与する組織に関わっていますか？
反競争的行為	サードパーティは公正に競争していますか？
政府とのつながり	サードパーティは業務を行うにあたり政治的な人脈または政府とのつながりに依存していますか？
詐欺	サードパーティは業務をありのままに説明してプロセスを管理し、詐欺を防止していますか？
マネーロンダリング	サードパーティは法に則った資金調達を行っていますか？
納税義務違反	サードパーティは適切に利益を申告し、それに対する税金をしかるべき地域で納めていますか？
制裁および制限	サードパーティは政府から制裁を受けていますか？

アイデンティティのリスク領域	質問事項
透明性	サードパーティは自らの情報を偽るか、隠そうとしたことがありますか？
資金の源泉	サードパーティは資金源や資金調達、資産状況について十分に開示していますか？
財務のリスク領域	質問事項
財務の不正行為	サードパーティは会計帳簿や財務記録を正確に保持、報告していますか？
財務の安定性	サードパーティは自らの財務リスクを管理していますか？
ESG リスク領域	質問事項
環境の悪化	サードパーティは自社の業務が環境に及ぼす影響を積極的に評価し、最小化していますか？
アニマルウェルフェア (動物保護)	サードパーティは動物の取引や動物実験を合法的に行っていますか？
営業およびマーケティング慣行	サードパーティは自社の製品およびサービスの性能を正確に説明していますか？
健康と安全	サードパーティは従業員に安全で健康的な職場環境を提供していますか？
人権	サードパーティは、ステークホルダーやより大きなコミュニティの人権尊重を明確に表明していますか？
現代の奴隷制	サードパーティは子どもや強制労働者や立場の弱い労働者を雇用していますか？
雇用慣行	サードパーティは多様な従業員に対して公正な労働条件を提示していますか？
ガバナンスおよび管理	サードパーティは自社のガバナンス・リスクを管理していますか？
規制施行	サードパーティは自社の規制リスクを管理していますか？
データおよびサイバーのリスク領域	質問事項
知的財産	サードパーティは顧客や他のブランド名などのIP(知的財産)権を尊重していますか？
個人情報プライバシー	サードパーティは従業員や顧客の個人的なプライバシー情報を保護していますか？
データ・セキュリティ	サードパーティは自社のデータ・リスクを管理していますか？
業務および質のリスク領域	質問事項
業界のプレゼンス	サードパーティのプレゼンスや能力はその目的に合致していますか？
製品やサービスの質	サードパーティの業務の質は高いですか？
業務の質	サードパーティは責務を果たすために自社を管理していますか？
事業継続性	サードパーティは自社の業務リスクを管理していますか？

ウェブサイト: refinitiv.com/ja |  @RefinitivJP  Refinitiv

Refinitiv (リフィニティブ) はロンドン証券取引所グループ (LSEG) のグループ企業として、金融市場のデータとインフラストラクチャを提供する世界有数のプロバイダーです。Refinitiv の売上高は 62.5 億ドルに上り、190 カ国で 4 万余りの企業・機関、40 万を超える利用者を擁し、世界全体で金融にかかわる市場参加者を支えています。お客様が自信を持って重要な投資や取引、リスク判断を実行できるように、リフィニティブは情報とインサイト、テクノロジーを提供しています。独自のオープン・プラットフォームとクラス最高のデータおよび専門知識を組み合わせることで、選択と機会に結び付け、お客様とパートナーの皆様のパフォーマンス、革新、成長を促進してまいります。詳しくはウェブサイトをご参照ください。https://www.refinitiv.com/ja